

別紙 1

唐津青翔高等学校 e スポーツ学科の教材制作等業務委託仕様書

1 目的

本業務は、唐津青翔高校において、「未来につながる」・「世界とつながる」・「地域とつながる」の3つをコンセプトとした特色ある教育を実現し、県内外から生徒が集い、学び合うことで、佐賀・玄海の地から新たな価値を創り出す実践的人材を育成するとともに、学校及び玄海町の活性化を図ることを目的としている。令和8年度より唐津青翔高校に新設する「e スポーツ学科」の授業の一つである「e スポーツ講座」に係る教材の制作等を行うため、実施する。

2 業務の概要

○ 業務名称

唐津青翔高等学校 e スポーツ学科の教材制作等業務

○ 業務項目

- (1) e スポーツ講座 A (第1学年)、e スポーツ講座 B (第2学年)、e スポーツ講座 C (第3学年)に係る教材制作等
 - ①カリキュラムやシラバスの設計
 - ②教科書の制作及び選定
 - ③副教材や課題等の制作
- (2) e スポーツ講座 A、B、Cにて使用する機材 (PC、モニター、その他デバイス等) の選定
- (3) PC 保守業務・ソフトウェア調達
- (4) 授業実施計画の作成
- (5) 教職員や外部講師との打ち合わせ及び情報共有
- (6) その他必要な業務

○ 履行場所

佐賀県立唐津青翔高等学校 (佐賀県東松浦郡玄海町大字新田 1809-11)

○ 履行期間

契約締結の日から令和10年3月24日 (金曜日) まで

○ スケジュール

別紙3「e スポーツ学科の基本方針」P3の通りとする。

3 業務遂行上の留意事項

- 委託契約期間における、業務の一貫性
本業務は、各学年における学びの内容に一貫性を持たせるため、1～3学年分を一括して調達することとしている。そのため、業務実施の際は、各学年の業務やその成果品が一貫性や関連性、連動性をもったものとなるよう十分に配慮すること。
- 業務に必要な現況の把握・調査
受託者は、発注者の指示に従い、唐津青翔高校の現況、eスポーツに係る業界の動きや、教育に対するeスポーツの活用事例といった現況を把握・調査したうえで、業務内容を実施すること。
- 関係諸法令との適合
カリキュラムやシラバス、教科書やその他副教材等については、学校教育法、学校教育法施行規則、高等学校学習指導要領、その他関係諸法令に適合するよう、関係各機関との協議を行い、検討を行うこと。
- 業務報告
業務の実施に当たり、適宜、発注者と打合せを行うとともに、業務完了の際は、業務完了報告書を作成して発注者の確認を受けること。

4 業務内容

- (1) eスポーツ講座A（第1学年）、eスポーツ講座B（第2学年）、eスポーツ講座C（第3学年）に係る教材制作等業務

①カリキュラムやシラバスの設計

- ・カリキュラム（案）や年間時間数等については、別紙3「eスポーツ学科の基本方針」の通りとする。

②教科書の制作及び選定

- ・教科書とは、「小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及びこれらに準ずる学校において、教育課程の構成に応じて組織排列された教科の主たる教材として、教授の用に供せられる児童又は生徒用図書」のことである。

（教科書の発行に関する臨時措置法第2条）

- ・以下の項目に関する概要や実技等を網羅した教科書とすること。

項目	内容
ゲームプレイ指導	VALORANT等のゲームプレイ指導
ストリーマー分野	配信技術、コンテンツ編集、SNS戦略（映像編集、トーク練習含む）

※上記項目ごとに、教科書を複数制作及び選定してもかまわない。

- ・既存のテキストや市販のものを教科書として選定することも可能である。ただし、教科書としての適性や有用性、著作権等を吟味し、発注者やその関係者へ説明すること。

③副教材や課題等の制作

- ・副教材とは、主たる教材を補助するために使われる教材の俗称のことである。
- ・授業内容や評価等に応じて、適切な副教材や課題等を制作すること。
- ・各教材の内容については、県教育委員会事務局及び高校の承認を得ること。
- ・長期的な使用や将来的な改編等も踏まえ、データで提供すること。

(2) e スポーツ講座A、B、Cにて使用する機材（PC、モニター、その他デバイス等）の選定

- ・e スポーツ講座A、B、Cにて使用する教室や機材（PC、モニター、その他デバイス等）については、別紙3「e スポーツ学科の基本方針」P4のとおりとする。
- ・機材の性能や授業への適性、費用等について教職員や外部講師（候補）、その他関係者と協議のうえ、使用する機材（PC、モニター、その他デバイス等）を選定すること。

※機材の発注や納品等については、唐津青翔高等学校で実施する。

(3) PC 保守業務・ソフトウェア調達

- ・「e スポートルーム」及び「デジタルアートスタジオ」に設置しているPCに不具合が発生した場合は、メーカーとの調整及び代替機を受領・修理費用の処理等を行うこと。
- ・修理が有償となる場合は、修理手配や費用負担等について発注者と協議のうえ対応すること。
- ・保守作業には以下の内容を含む。
 - ・初期不良等の確認
 - ・授業の実施に必要なソフトウェアの購入及びインストール
 - ・PCに不具合が発生した場合の点検・交換業務

(4) 授業実施計画の作成

①外部講師（候補）の選定

令和8年度より、「ゲームプレイ指導」、「ストーリーマー分野」「イベント・大会運営」を主として指導する外部講師（候補）を選定する。

なお、授業については高校教職員を含め、2人以上の体制にて行う想定である。

②指導体制計画の立案

各授業に係る外部講師及び教職員の人数や業務分担、使用するエリアや機材等について検討し、計画する。

③概算金額の算出

指導体制計画に基づき、外部講師の派遣等に必要な概算金額を算出する。

(5) 教職員や外部講師との打ち合わせ及び情報共有

- ・本業務は唐津青翔高校の学科改編に伴い発生する業務であることから、高校の関係者、教職員等と定期的に打ち合わせ及び情報共有を行いながら進めること。

- ・本業務の円滑かつ適正な業務遂行のため、打ち合わせを原則として次のとおり行い、その内容については、記録を作成すること。

- ・定例会：月1回程度（可能な限り対面で実施すること）

- ・その他：定例会とは別に、必要に応じてオンライン会議等を開催し、情報共有を図ること。

(6) その他必要な業務

(1)～(5)の実施にあたり、その他必要な業務が発生した場合、発注者と協議のうえその実施の有無を決定する。

5 資料等の貸与及び返還

(1) 受託者は、業務上必要な図面及び資料等を佐賀県に貸与を求めることができる。

(2) 佐賀県は、受託者から貸与を求められた図面及び資料等について、業務上必要と認められた場合は、これを貸与するものとする。

(3) 受託者は、貸与された図面及び資料等については、業務完了時まで責任を持って佐賀県に返還するものとする。

6 著作権の帰属

受託者が本業務により新たに制作した制作物の著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む）は佐賀県に帰属するものとし、佐賀県はこれらの制作物を自由

に二次利用できるものとするとともに、受託者は佐賀県に対して著作権者人格権を行使しないものとするを原則とする。なお、制作物の中に佐賀県・受託者以外の第三者が著作権を持つ素材を利用する場合には、受託者が著作権者の承諾を得て、利用を行うこととする。

7 成果品

- | | |
|------------------------------------|----|
| (1) 教材制作等業務の完成図書（副教材や課題、指導体制計画等）一式 | 4部 |
| (2) 業務報告書（任意様式） | 2部 |
| (3) 電子データ（CD-R等の電子媒体） | 2部 |

※年度ごとに、必要とする成果品を提出すること。

8 成果品納入場所

佐賀県立唐津青翔高等学校（佐賀県東松浦郡玄海町大字新田 1809-11）

9 仕様書の変更等

- (1) 本仕様書の記載事項で変更する必要があるときは、発注者・受託者協議の上、変更することができるものとする。
- (2) 本仕様書に記載されていない事項及び記載内容に疑義が生じたときは、発注者・受託者協議の上、決定するものとする。

10 その他

(1) 守秘義務事項

- ① 本業務で収集した情報及び成果物については、当該業務において使用することとし、これらを蓄積したり、他の目的に使用したりしてはならない。
- ② 本業務の履行に当たって知り得た情報を漏らしてはならない。
- ③ ①、②の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(2) 再委託等に関する制限

- ① 受託者は、受託業務の全部若しくはその主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- ② 受託者は、受託業務の主たる部分以外の業務などの一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合は、あらかじめ佐賀県の承諾を得なければならない。

(3) 個人情報の保護及び情報セキュリティ対策

- ① 受託者は、受託業務を遂行するための個人情報及び情報資産の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」及び「情報セキュリティ対策特記事項」を遵守しなければならない。
- ② 受託者は、受託業務の全部又は一部を第三者に再委託し、又は請負わせる場合は、当該受託者に対して、特記事項を遵守させなければならない。